日本薬剤師会　編
「薬局実務実習指導の手引き2018年版※」の
活用について

※以降、「日薬手引き2018」と略

平成30年7月

日本薬剤師会　薬学教育委員会

「日薬手引き2018」作成の趣旨、活用のポイント（1/2）

- 本書は、薬学実務実習に関する連絡会議「薬学実務実習の評価の観点について（例示）」の「補足（平成30年2月28日）」にて示された「日薬手引きを参照した薬局実務実習評価例示」（以下、「薬局版評価表」）で薬局実務実習を行えるよう作成したものです。
- 但し、この「薬局版評価表」は、出版時期との兼ね合いで、「日薬手引き2018」には掲載されていません。必ず下記資料の原典をご確認ください。

▼「薬学実務実習の概略評価の例示について（補足）」（平成30年2月28日．薬学実務実習に関する連絡会議）

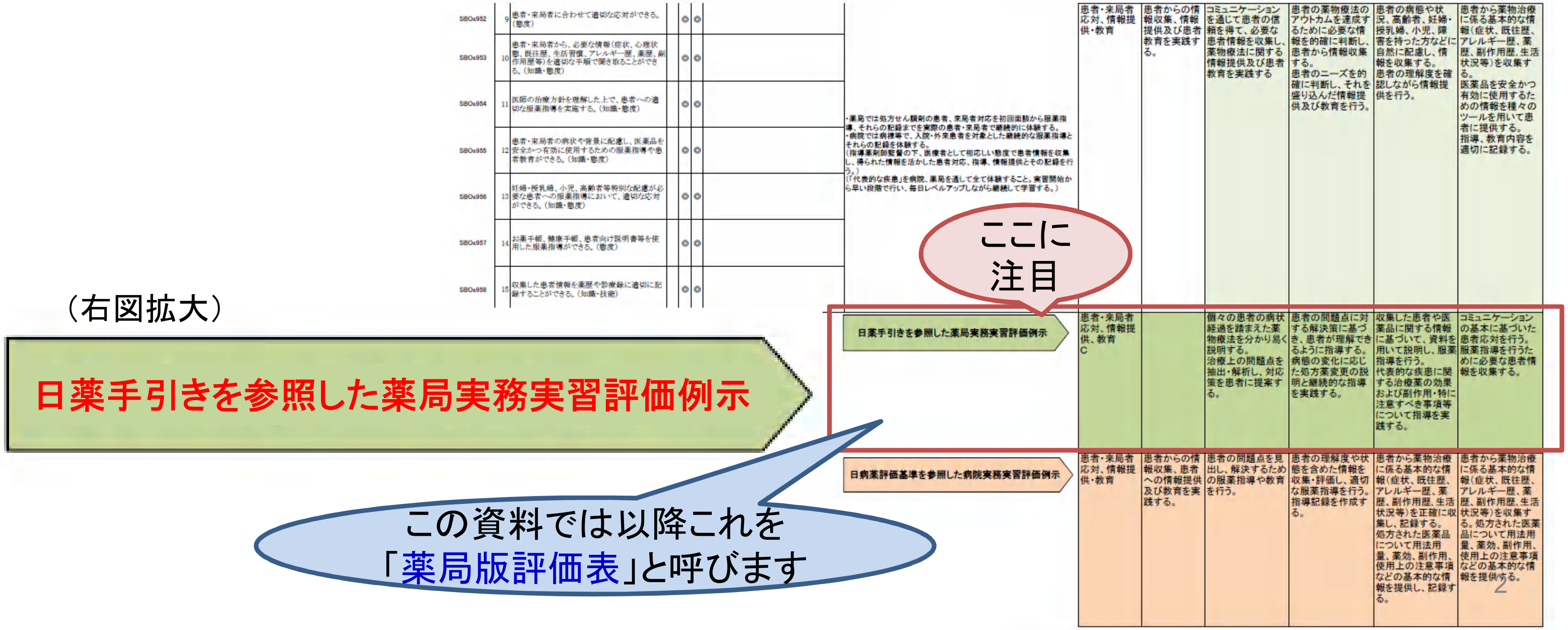

「日薬手引き2018」作成の趣旨、活用のポイント（2/2）

- 「薬局版評価表」は、平成29年11月の私立薬科大学協会総会にて、「平成30年度実習の標準とする」ということで合意されたこと等を踏まえ、日本薬剤師会薬学教育委員会として、この「標準とする」という合意を尊重し、薬学実務実習連絡会議との最終調整を行い、互換性と利便性を考えて作成しました。

- 「薬局版評価表」と「日薬手引き2018」の対応関係については、平成30年２月28日に開催された薬学実務実習に関する連絡会議において、その対応関係の整合性が確認されています（平成30年３月２日、連絡会議から関係団体に通知済み）。

- 「日薬手引き2018」は、このような作成経緯であることをご理解ください。

改訂コアカリの9の小項目と「日薬手引き2018」の4領域の関係

《改訂コアカリ　大項目・中項目・小項目とは》

大項目	F 薬学臨床
中項目	（2）処方せんに基づく調剤
小項目	②処方せんと疑義照会

「日薬手引き2018」では、
改訂コアカリ
（2）処方せんに基づく調剤
（3）薬物療法の実践
の9つの小項目を、実際の業務の流れに沿って、
（A）～（D）の4領域に再構成しています。
（A）保険調剤ができる（医薬品の調製）
（B）保険調剤ができる（処方監査・医療安全）
（C）保険調剤ができる（服薬指導）
（D）処方設計と薬物療法（薬物療法の実践）

日薬手引き（A）～（D）の４領域は、
改訂コアカリの９の小項目
つまり
連絡会議「薬学実務実習評価の観点（例示）」の【観点】と
完全に対応しています。

（詳細は次スライド）

改訂コアカリの9の小項目と「日薬手引き2018」の4領域の関係【図】

改訂コアカリ　9の小項目

「日薬手引き2018」 4の領域

（2）処方箋に基づく調剤

②処方せんと疑義照会

③処方せんに基づく医薬品の調製

④患者・来局者応対、服薬指導、患者教育

⑤医薬品の供給と管理

⑥安全管理

（3）薬物療法の実践

①患者情報の把握

②医薬品情報の収集と活用

③処方設計と薬物療法の実践（処方設計と提案）

④処方設計と薬物療法の実践（薬物療法における効果と副作用の評価）

（A）保険調剤ができる（医薬品の調製）
手引き P. 29-44

（B）保険調剤ができる（処方監査・医療安全）
手引き P. 45-64

（C）保険調剤ができる（服薬指導）
手引き P. 65-90

（D）処方設計と薬物療法（薬物療法の実践）
手引き P. 91-113

改訂コアカリの9の小項目と「日薬手引き2018」の4領域の関係【詳細】

【例】（2）処方せんに基づく調剤 【②処方せんと疑義照会】

【②処方せんと疑義照会】

			実施内容（例示）					
			大学	薬局	病院	大学	薬局	病院
SBOs914	1	前）代表的な疾患に使用される医薬品について効能・効果、用法・用量、警告・禁忌、副作用、相互作用を列挙できる。	◎			・これまでの学習で修得した知識が実務実習で具体的な活用が可能か確認する。「代表的な疾患」全てについて症例等を利用して臨床現場での考え方をシミュレートする。		
SBOs915	2	前）処方オーダリングシステムおよび電子カルテについて概説できる。	◎			・処方オーダリングシステム及び電子カルテのメリット、デメリットを挙げ、説明する。		
SBOs916	3	前）処方せんの様式と必要記載事項、記載方法について説明できる。	◎			・「代表的疾患」の模擬処方せんに基づき、処方せんの監査を実施する。 ・処方せん監査の法的根拠を説明し、薬剤師の「責任」について具体的に説明する。 ・上記処方せんの監査から、疑義照会事例について、疑義照会を実施する。 ・疑義照会の法的根拠を説明し、薬剤師の「責任」について具体的に説明する。		
SBOs917	4	前）処方せんの監査の意義、その必要性と注意点について説明できる。	◎					
SBOs918	5	前）処方せんを監査し、不適切な処方せんについて、その理由が説明できる。	◎					
SBOs919	6	前）処方せん等に基づき疑義照会ができる。（技能・態度）	◎					
		…技		◎	◎		…教材に…確認しな…し、その	・調剤（注射剤を含む）業務の中で、処方せんを監査し、その妥当性を判断する。
							…お薬手…判断し…処方につ	・調剤業務の中で、診療録（カルテ等）、患者への問診等から判断して、適切でないと思われる処方について疑義照会を体験する。

概略評価表（例示）					
観点	アウトカム	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
処方監査と疑義照会	処方監査と疑義照会を実践する。 処方監査：患者情報と医薬品情報に基づき、処方の妥当性、適切性を判断する。 疑義照会：必要に応じて、疑義照会の必要性を判断し、適切なコミュニケーションのもと実施し、記録し、次に活かす。最終的には、医師の処方行動に変容をもたらす。	患者個々の薬物療法におけるアウトカムを患者及び医療提供者と共有し、病状の経過・生活環境・ナラティブを考慮して、患者に提供される薬物療法の妥当性・適切性を的確に判断する。薬物療法におけるアウトカムを達成するために、疑義照会を行い医師の処方行動に変容をもたらす。	患者情報と薬学的知見を統合し、患者の薬物療法のアウトカムに照らし、処方の妥当性、適切性を判断する。必要に応じて、疑義照会を適切に行うと共に、チーム内で情報を共有する。	患者情報と処方されている医薬品の基本的な医薬品情報に基づき、処方の妥当性を判断する。疑義照会の必要性に気づき、実践する。	患者情報に基づき、処方せんの不備・不適切な点があれば指摘する。指摘した内容について疑義照会をし、その内容を適切に記録する。 ※患者情報は、(2)④患者応対及び(3)①患者情報の把握に基づく ※ 医薬品情報は、(3)②医薬品情報の収集と活用に基づく
処方監査と疑義照会 B		患者の病態およびナラティブ、治療の科学的根拠に基づいて、処方の妥当性を判断する。	医薬品情報および患者情報をもとに処方内容を監査する。医師や医療スタッフと患者に関する情報を共有（疑義照会を含む）する。	実習施設内で扱うすべての処方箋と調剤薬に関して医薬品情報を基に適切に監査ができ、必要に応じて疑義照会を実施する。	単純な処方箋(※参照)および調剤薬の監査を行い、リスク回避のための対応方法を実施する。 ※①処方内容を構成する医薬品の数が2～3種類と少ない処方、②1つの疾患に対する処方

…した薬局実務実習評価例示

H30.2.28薬学実務実習に関する連絡会議
「薬学実務実習の概略評価の例示について（補足）」と
「日薬手引き2018」を突合してみてください

日薬手引き2018　51頁

B 保険調剤ができる《処方監査・医療安全》

STEP 4　STEP 3　STEP 2　STEP 1

B-STEP 2

目標

医薬品情報に基づいて
調剤薬の監査ができる

パフォーマンスレベル

基本的な医薬品情報および患者情報に基づいて、すべての処方箋と調剤薬に関して適切な監査ができ、必要に応じて疑義照会が実践できている。またインシデント事例に基づいた防止策の提案ができている。

具体的目標

1 実習施設内で扱うすべての処方箋と調剤薬に関して医薬品情報を基に適切に監査ができ、必要に応じて疑義照会を実施できる。

2 医療安全に配慮した業務を実践できる。

日薬手引き「具体的目標」と
連絡会議「薬局実務実習評価例示」
は繋がっている

「日薬手引き2018」活用のヒント①

連絡会議「薬局版評価表」の記述語から、
「日薬手引き2018」の該当するStepと具体的目標を探す

【例】

連絡会議
薬局版評価表

（2）処方せんに基づく調剤
②処方せんと疑義照会
【第2段階】

実習施設内で扱うすべての処方せんと調剤薬に関して医薬品情報を基に適切な監査ができ、必要に応じて疑義照会を実施する。

→

51頁

日薬手引き2018

B　保険調剤ができる
〈処方監査・医療安全〉
Step2

■具体的目標①
実習施設内で扱うすべての処方せんと調剤薬に関して医薬品情報を基に適切な監査ができ、必要に応じて疑義照会を実施できる。

■具体的目標②
医療安全に配慮した業務を実践できる。

連絡会議薬局版評価表【第2段階】の基準と一致

日薬手引きに基づいて実習を行うことで、薬局版評価表に対応します

「日薬手引き2018」活用のヒント②

「日薬手引き2018」各Stepの具体的目標から、連絡会議「薬局版評価表」の記述語を探す（逆引き）

（前ページと逆のパターン）

【例】

51頁

日薬手引き2018
B-Step2の
基準と一致

日薬手引き2018

B　保険調剤ができる
〈処方監査・医療安全〉
Step2

■具体的目標①
実習施設内で扱うすべての処方せんと調剤薬に関して医薬品情報を基に適切な監査ができ、必要に応じて疑義照会を実施できる。

■具体的目標②
医療安全に配慮した業務を実践できる。

連絡会議 薬局版評価表

（2）処方せんに基づく調剤
②処方せんと疑義照会
【第2段階】

実習施設内で扱うすべての処方せんと調剤薬に関して医薬品情報を基に適切な監査ができ、必要に応じて疑義照会を実施する。

（2）処方せんに基づく調剤
⑥安全管理
【第2段階】

医療安全に配慮した業務を実践する。

日薬手引きに基づいて実習を行うことで、薬局版評価表に対応します

「日薬手引き2018」活用上の留意点

- 改訂コアカリ【F薬学臨床】のうち、「日薬手引き2018」で具体的に取り扱っていない範囲がありますのでご留意ください。

含まない範囲	理由
（1）薬学臨床の基礎 ②臨床における心構え	実習全般を通じて、他の項目と関連づけて評価を行うものであるため、連絡会議の例示（共通版）の概略評価表を用います。 そのため、本書では紹介のみ（10～13ページ）に留めています。
（2）処方せんに基づく調剤 ①法令・規則等の理解と遵守	実習全般の中で学ぶものであるため、独立した項目建てをしていません。
（1）薬学臨床の基礎 ①早期臨床体験	２年次修了までに学習する事項であるため、本書には含めていません。
（1）薬学臨床の基礎 ③臨床実習の基礎	主に知識を求める内容であるため、本書には含めていません。